

# 発寒清掃工場更新事業アドバイザー業務 提案説明書

## 1 本書の目的

本書は、本市が実施する「発寒清掃工場更新事業アドバイザー業務」（以下、「本業務」という。）の契約候補者を選定する公募型企画競争の実施に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務名

発寒清掃工場更新事業アドバイザー業務

## 3 業務概要

### (1) 業務の目的と内容

札幌市では、運転開始から 30 年以上が経過し、老朽化が進行している発寒清掃工場の更新に当たり、DB 方式により、施設の建設工事と解体工事を民間事業者に一括して発注することを計画している。なお、運営・維持管理は公共直営を計画している。

本業務は、発寒清掃工場更新事業（解体工事を含む）（以下、「本事業」という）にかかる基本計画や環境影響評価等を踏まえた、要求水準書の作成、予算額及び債務負担額の設定及び事業発注に必要とする関係書類の作成から契約締結までの事業者の選定手続きにかかわる総合的な支援を行うことを目的とする。

また、本施設の設計施工（解体工事を含む）の契約上の疑義について専門的な知見による適切なアドバイスを委託者に提供するとともに、各種委員会の運営及び近隣地区等関係者への情報提供の支援を併せて行うものとする。

なお、本業務は札幌市 PPP/PFI 活用方針の対象ではないが、当該方針に準じて手続きを進めるものとする。

### (2) 履行期間

契約締結日から令和 10 年(2028 年)3 月 21 日（火）まで。

### (3) 予算規模

71,324,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

支払い上限額は、令和 7 年度 0 円、令和 8 年度契約金額の 31%、令和 9 年度残額とする

## 4 業務内容

別紙「発寒清掃工場更新事業アドバイザー業務仕様書」のとおり。

## 5 参加資格

以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、「一般サービス：情報サービス、研究・調査企画サービス業」かつ「建設関連調査サービス業：建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (3) 過去10年以内（平成27年4月1日以降）でごみ焼却施設を対象としたDB事業、DBO事業又はPFIによるアドバイザー業務を完了した経験を有すること（再委託として履行したものは除く。）。ただし、施設規模150 t/日以上のごみ焼却施設（ごみ発電設備を有すること）を対象とする。
- (4) 下記に示す要件を満たす者を主任技術者として配置できること。
  - ア 「5 参加資格(3)」に示す業務を担当技術者として履行した実績を有すること
  - イ 「技術士（衛生工学部門-廃棄物・資源循環又は同等科目）」、「技術士（総合技術監理部門-衛生工学-廃棄物・資源循環又は同等科目）」又は「RCCM（廃棄物）」のいずれかの資格を有すること。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (7) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（令和5年4年1日改正）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

## 6 参加に係る書類について

提案説明書、仕様書、提出書類等について、令和7年6月16日（月）から、下記本市ホームページ（以下、「企画競争 HP」という。）にて公開する。

[http://www.city.sapporo.jp/seiso/hassamu\\_koushin/advisory.html](http://www.city.sapporo.jp/seiso/hassamu_koushin/advisory.html)

## 7 参加意向申出書の提出について

- (1) 提出期限 令和7年6月23日（月）15時必着（送付についても同様）
- (2) 提出先  
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所13階  
札幌市環境局 環境事業部 施設管理課 担当：和田  
電話：011-211-2922
- (3) 提出方法  
上記提出先へ持参又は郵送により提出すること。なお、本提出書類は郵便法及び信書便法で規定される「信書」に該当することから、発送方法に留意すること。
- (4) 提出部数 各1部
- (5) 提出書類  
ア 参加意向申出書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 「5 参加資格(3)、(4)」に示す業務実績等を証明する資料（資格者証、業務実績証明書、契約書の写し等）（自由様式）

(6) 参加資格結果通知

上記(5)の提出書類の内容を精査し、参加資格審査結果を通知する。

(7) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明要求

上記(6)により参加資格が認められなかった者は、通知書到達日の翌日から起算して10日以内(休日を除く。)に、その理由の説明を書面(自由様式)により求めることができる。なお、書面の提出は上記(2)及び(3)によること。

## 8 企画提案書等の提出方法について

(1) 提出期限 令和7年7月8日(火)15時必着(送付についても同様)

(2) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所13階

札幌市環境局 環境事業部 施設管理課 担当：和田

電話：011-211-2922

(3) 提出方法

上記提出先へ持参又は郵送により提出すること。なお、本提出書類は郵便法及び信書便法で規定される「信書」に該当することから、発送方法に留意すること。また、紙面のほかに電子記録媒体(DVD等)を1枚添えて提出すること(正本、副本とフォルダを分けること。また、ファイルはPDF形式とする。)

(4) 提出部数 13部(正本1部、副本12部)

ただし、委託者より追加提出要望があった際は副本10部を上限として応じること。なお、提出にあたっては「9 企画提案書作成に当たっての留意事項」に準じること。

(5) 提出書類

下記の書類を企画提案書として取りまとめること。表紙をつけ、表題として「発寒清掃工場更新事業アドバイザー業務企画提案書」と記載すること。ただし、下記ア及びイの業務実績等を証明する資料(資格者証、業務実績証明書、契約書の写し等)(自由様式)は正本にのみ綴ること。また、企画提案に当たっては「11 関係資料」に示す資料の内容に沿った提案を行うこと。

ア 業務実績(様式3)

上記5(3)の実績について、記載すること。

イ 主任技術者の実績・経験等(様式4)

上記5(4)の実績について、記載すること。また、業務の履行において必要な資格、経歴、役職、同種業務の実績、その他本業務を履行するに当たり有用となる経験等について記載すること。

ウ 業務実施体制(自由様式、A4・縦、次の「エ 業務実施方針」と合わせて5ペ

ージ以内)

本業務の実施体制を示すこと。実施体制には財務、法務等の専門分野の担当を記載し、再委託等を行う場合はその体制も記載すること。記載の各メンバーについて、役職、経歴、有資格、同種業務の実績、その他本業務を履行するに当たり有用となる経験等について記載すること。

エ 業務実施方針（自由様式、A4・縦、前の「ウ 業務実施体制」と合わせて5ページ以内)

本業務の実施方針を示すこと。実施方針には、業務着眼点、実施体制、担当技術者・プロジェクトチームの特徴、配置予定人数、特に重視する業務上の配慮事項等について記載すること。

オ 業務実施スケジュール（自由様式、A3・横、1ページ)

本業務の実施スケジュールを作成すること。スケジュールの作成に当たっては、「11 関係資料」に示す資料を参考に、本事業を円滑に進めるためのスケジュールを示すこと。また、本業務の提案者（以下、「企画提案者」という。）、応募事業者（プラントメーカー等を指す。以下同じ。）、事業者選定委員会、本市、その他関係者のそれぞれの担う業務、役割等の関係がわかるように作成すること。

カ 企画提案（自由様式、A4・縦、全体8ページ以内)

基本計画や環境影響評価等を踏まえ、以下のテーマに対して、各々提案を示すこと。

- ① 要求水準書作成にあたり、DB方式＋公営直営で想定される課題と対処方法  
事業者から本市への引継ぎや試運転時の本市職員の運転管理体制、新発寒清掃工場稼働後に考慮すべき問題点とその解決法などDB方式で想定される課題を挙げ、その課題への具体的な対応策を簡潔に記入すること。
- ② 狭あい地の建設・解体工事における課題や応募事業者からの施設配置・動線計画の提案に対する対応方針  
建設・解体を行う事業実施区域が狭あいである現状を踏まえ、要求水準書に盛り込むべき内容及びその検討方針について提案したうえで、現発寒清掃工場や発寒破碎工場、近隣地区等への影響や工事期間中に発生する振動や騒音など想定される課題を挙げ、その課題への具体的な対応策を簡潔に記入すること。また、応募事業者から提案される施設配置・動線計画に対し、要求水準書作成時や事業者選定時に重視する観点や審査方針を簡潔に記入すること。
- ③ 建設費・解体費の抑制や整備費の低減、長寿命化に関する課題と対応策  
建設費が高騰している現状において、その費用をできる限り抑制し、かつ平準化するための課題を挙げ、その課題への具体的な対応策を簡潔に記入すること。また、各機器の整備費や更新費、施設の長寿命化などランニングコストの低減に関する課題を挙げ、その課題への具体的な対応策を簡潔に記入すること。

④ その他（自由テーマ）

キ 参考見積書（自由様式）

見積書の金額、住所、氏名、印影、もしくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい見積とならないよう配慮して作成すること。なお、参考見積書は提案審査の評価対象外とする。

## 9 企画提案書作成に当たっての留意事項

- (1) 1部は表紙に社名を記載し、一式をクリップ留め又は左上1か所をホチキス留めし、提出すること（これを「正本」という。）。
- (2) 12部は表紙に社名を記載せず、一式をクリップ留め又は左上1か所をホチキス留めし、提出すること（これを「副本」という。）。
- (3) 正本を除き、提案者の会社名（再委託予定先含む。以下、「会社名等」という）及び会社名等が類推できる表現は入れず、会社名等については「弊社」もしくは「A社」、「B社」等、特定できない表現で記載すること。
- (4) 提出できる企画は、企画提案者1者につき1案までとする。複数案の提案は認めない。また、1案の中に複数の企画が含まれる提案は、提案の全てを実施することを前提とする。
- (5) 体裁は下記ア～エのとおりとする。
  - ア 言語は日本語、通貨単位は円とすること。また、専門用語は極力避け、平易な文章で記載すること。
  - イ ワードプロソフト又はプレゼンテーションソフト等を利用して記載し、文字サイズは12pt以上に設定すること。
  - ウ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

## 10 質問の受付及び回答について

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式5）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和7年6月16日（月）から令和7年6月25日（水）15時まで

イ 提出方法

Eメールで「質問書」を受け付ける。Eメールで送付の際、件名を「発寒清掃工場更新事業アドバイザー業務に関する質問（〇〇）」（〇〇の部分には会社名（略称可）を記入すること）とすること。なお、電話での質問は受け付けない。

ウ 提出先

札幌市環境局 環境事業部 施設管理課 担当：和田

Eメールアドレス：seiso-shisetsukensetsu@city.sapporo.jp

※本文と添付ファイルを合わせたメールサイズが4MBを超えると受信できないので注意のこと。

## (2) 回答

質問に対する回答は、質問者へ直接回答するほか、令和7年7月2日（水）までに企画競争HPに掲載する。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。

## 11 関係資料

企画提案書の作成に当たって、本市ホームページにて公開している次の資料を参考とすること。

- ・ 発寒清掃工場更新事業基本計画

[http://www.city.sapporo.jp/seiso/hassamu\\_koushin/hassamu\\_kihonkeikaku.html](http://www.city.sapporo.jp/seiso/hassamu_koushin/hassamu_kihonkeikaku.html)

- ・ 札幌市 PPP/PFI 活用方針

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/ppppfi/houshin/>

## 12 企画提案の審査

企画提案は、「発寒清掃工場更新事業アドバイザー業務に係る企画競争実施委員会」（以下、「実施委員会」という。）において審査する。

審査に当たっては、企画提案者を対象としたヒアリング（プレゼンテーションではなく、提案書の説明及び質疑に対する回答）を実施し、別紙「発寒清掃工場更新事業アドバイザー業務企画競争評価基準」を基に評価を行い、最低評価基準点（下記（1）ク）以上を満たす企画提案者のうち、最も優れた者を本業務の契約候補者として選定し、同点の場合は委員長が契約候補者となる1者を選定するものとする。

なお、企画提案者が1者の場合は、最低評価基準点以上を条件に当該企画提案者を契約候補者とする。

### (1) ヒアリング審査

企画提案者を対象として、ヒアリングによる審査を行う。

ア 日程：令和7年7月16日（水）予定

イ 会場：札幌市役所本庁舎内会議室（予定）

ウ ヒアリングは個別に対面にて行う。なお、審査日程は参加申出書の提出期限後に本市において抽選により決定する。

エ ヒアリング審査は1者当たり企画提案書説明15分、質疑10分（予定）とする。

（企画提案者の数により、1者当たりの時間は変わる可能性がある。）

オ 日程、場所及び時間配分等のヒアリング審査に関する詳細は、参加資格申出書審査結果の通知時に併せて通知するものとする。

カ ヒアリング審査は配置予定の主任技術者が対応するものとする。参加時には、身分証明書を持参すること。なお、不測の事態により主任技術者が対応できない場合は、本市の承認を受けることにより主任技術者に準じる者に変更することができるものとする。

キ 企画提案書説明及び質疑に対する回答は、企画提案書の内容の範囲内とし、当日

の資料の追加・変更は認めない。新たな提案であると判断する部分については、原則、評価の対象から除くものとする。

ク 最低評価基準点は、実施委員会採点結果の平均が 54 点とする。

## (2) 選定結果の通知方法

審査結果は、令和 7 年 7 月 24 日（木）（予定）に文書で通知するほか、企画競争 HP で公表する。

なお、当該審査結果に疑義がある者は、通知書到達日の翌日から起算して 3 日以内（休日を除く。）に、疑義の申立てを書面（自由様式）により求めることできる（提出方法は上記 7(2) 及び 7(3) と同じ。）。なお、回答は個別に行う。

## 13 契約候補者との協議及び契約

上記 12 により選定した契約候補者と調達契約に係る詳細について協議のうえ、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他の関係規定に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、契約候補者との協議が不調に終わった場合や、下記 15(4) の事項に該当する場合は、実施委員会の審査において評価が上位である企画提案者から順に交渉する場合がある。ただし、最低評価基準点以上の者とする。

## 14 企画競争実施に係るスケジュール

公募開始	令和 7 年 6 月 16 日（月）
参加申出書の提出期限	令和 7 年 6 月 23 日（月）15 時
質問書の提出期限	令和 7 年 6 月 25 日（水）15 時
質問回答期限	令和 7 年 7 月 2 日（水）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 7 月 8 日（火）15 時
ヒアリング審査	令和 7 年 7 月 16 日（水）予定
契約候補者の発表	令和 7 年 7 月 24 日（木）予定
契約締結	令和 7 年 7 月下旬予定

## 15 その他留意事項

### (1) 提出書類、著作権等に関する事項

ア 提出書類は返却しない。また、提出期限後の提出、差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。

イ 企画案の著作権は、各企画提案者に帰属する。

ウ 本市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、予め企画提案者に通知するものとする。

- エ 企画案が採用となった場合、本企画競争のために作成したすべての提出書類に係る著作権等は、本市に帰属するものとする。また、その場合は編集可能形式によるデータについて提供するものとする。
  - オ 企画案が採用となった場合、企画内容の一層の充実を図るため、委託者と受託者の協議により、企画内容を調整する場合がある。
  - カ 企画提案者は、本市に対し、企画提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
  - キ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
  - ク 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 28 年改正）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより、非公開情報を除いて公開する場合がある。
- (2) 費用の負担  
企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
  - (3) 提出書類及びヒアリング審査出席の遅延  
天災等の不測の事態により、文書等の到達が遅延する恐れがある場合は、事前に本市へ連絡し、指示を受けること。ヒアリング審査の出席についても同様とする。
  - (4) 失格要件  
以下のいずれかに該当するときは、本企画競争における提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。
    - ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
    - イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
    - ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき
    - エ 企画提案者及びその関係者が、選考結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき
    - オ その他、実施委員会が不適切と判断したとき